

返戻金制度に関する事項

返戻金制度：有

株式会社 Dogwood Community 有料職業紹介事業許可番号：28-コ-300930

当社は、職業安定法第32条の13に基づき、有料職業紹介事業における返戻金制度を次のとおり定めます。

1. 制度の対象

当社の紹介により、求人者との間で期間の定めのない労働契約を締結して就職した者が、入社日から6か月未満に、本人都合その他求人者の責めに帰すべき事由以外の理由により離職した場合に適用します。

2. 返戻率

離職時期	返戻率
入社日から1か月未満	80%
入社日から1か月以上3か月未満	50%
入社日から3か月以上6か月未満	30%
入社日から6か月以上	返戻なし

※期間は、入社日から退職日までを暦に従って計算します。

3. 返戻額の計算

返戻額は、当社が実際に受領した紹介手数料の税抜額に上記返戻率を乗じた額に、当該額に係る消費税相当額を加えた金額とします。紹介手数料の未払部分は返戻の対象となりません。

4. 適用除外

事業主都合による解雇、求人時又は採用時に明示した労働条件との相違、法令違反その他求人者の責めに帰すべき事由により離職した場合は、返戻の対象となりません。

5. 返戻の手続

求人は、離職の事実を確認後、原則として30日以内に当社へ通知し、退職日及び退職理由を確認できる資料を提出してください。当社は必要事項を確認後、返戻額を求人の指定口座へ振り込みます。

6. 適用開始及び統一運用

本制度は令和8年8月10日以後に当社が受理する求人申込みに基づく紹介案件に適用し、上記返戻率をすべての求人に一律に適用します。施行日前に受理した案件は、当時の契約及び明示内容によります。